

相模原市立 上鶴間中学校 いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】 人間性豊かにたくましく生きる生徒

- (1) 自分で課題を見つけ解決する生徒（学ぶ力）
- (2) お互いに認め合い支え合う生徒（思いやる心）
- (3) 人間としての生き方を求める生徒（生命・人権の尊重）

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・学校へ行こう週間・各行事の公開
- PTA組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校関係者評価の実施
- 青少年相談員との連絡会

【校内組織】

いじめ防止対策委員会

開催 月1回以上

構成員 校長・副校長・生徒支援部長・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・青少年教育カウンセラー・支援教育コーディネーター

いじめ・生徒指導係

開催 週1回

構成員 校長・副校長・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭

いじめ・生徒指導委員会

開催 必要に応じて開催

構成員 校長・副校長・生徒指導主任・教務主任・学年主任・各分掌の主任・養護教諭・（関係する係）

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- 教育委員会各課
- 首長部局各課
- 青少年相談員
(民生委員・児童委員)
- 小学校
- スクールポーター
- 県警少年保護・相談センター
- 南子育て支援センター・児童相談所など、関係機関との連携
- ケース会議

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・公開授業の実施 ・よりよい学級・学年集団づくり ・リーダーの育成
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
・委員会、係活動の自主的な運営 ・生徒会いじめ防止キャンペーンの実施 ・部活動の充実
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする。
・福祉体験、職場体験の実施
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
・校内研修 ・講演会の実施
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
・青少年相談員との連絡会 ・あいさつ運動

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。 ・チャンス相談、個人ノートなど
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 ・アンケート…年間2回、学年毎に月1回 ・教育相談 年間3回
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・相談窓口の周知

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める
- (2) 全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す
- (3) 全ての生徒の心身にいじめが重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く
この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う

- 組織名称：いじめ防止対策委員会
- 構 成 員：校長、副校長、生徒支援部長、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、支援教育コーディネーター、青少年教育カウンセラー
- 委員会の取組内容
 - ① 生徒指導の諸計画の検討、協議及び生徒指導体制の確立と実践化を図る
 - ② いじめに関する現状の把握と分析
 - ③ 具体的指導の進め方の検討

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う
 - ①授業づくり：一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり
 - ②集団づくり：・よりよい学級・学年集団づくり
 - ・リーダーの育成
 - ・学級活動、行事などで協力し合える集団づくり
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる
 - ①生徒会を中心としたいじめ撲滅への取り組み いじめ防止キャンペーン
 - ②学級における係活動の自主的な運営
 - ③生徒主体の行事などを通じ、達成感の享受
 - ④部活動への積極的な参加と活動の充実 等
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、福祉教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする
 - ①人権教育、道徳教育の充実
 - ・道徳の時間の確保
 - ・道徳の時間だけでなく、全ての教育活動の中で実践をする
 - ②福祉体験、職場体験の実施
 - ③小中学校交流行事
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る
 - ① 校内研修：人権研修、道徳研修、情報モラル研修
 - ② いじめのアンケートなどにより、いじめ防止の取り組みの充実を図る
 - ③ 全校集会等における校長をはじめとした担当教員からの講話
 - ④ 保護者会、学級懇談会等における啓発
 - ⑤ 講演会などの企画
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する
 - ①青少年相談員との情報交換、連絡会
 - ②あいさつ運動、PTA作業、地区行事への参加
 - ③地区健全育成協議会

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ

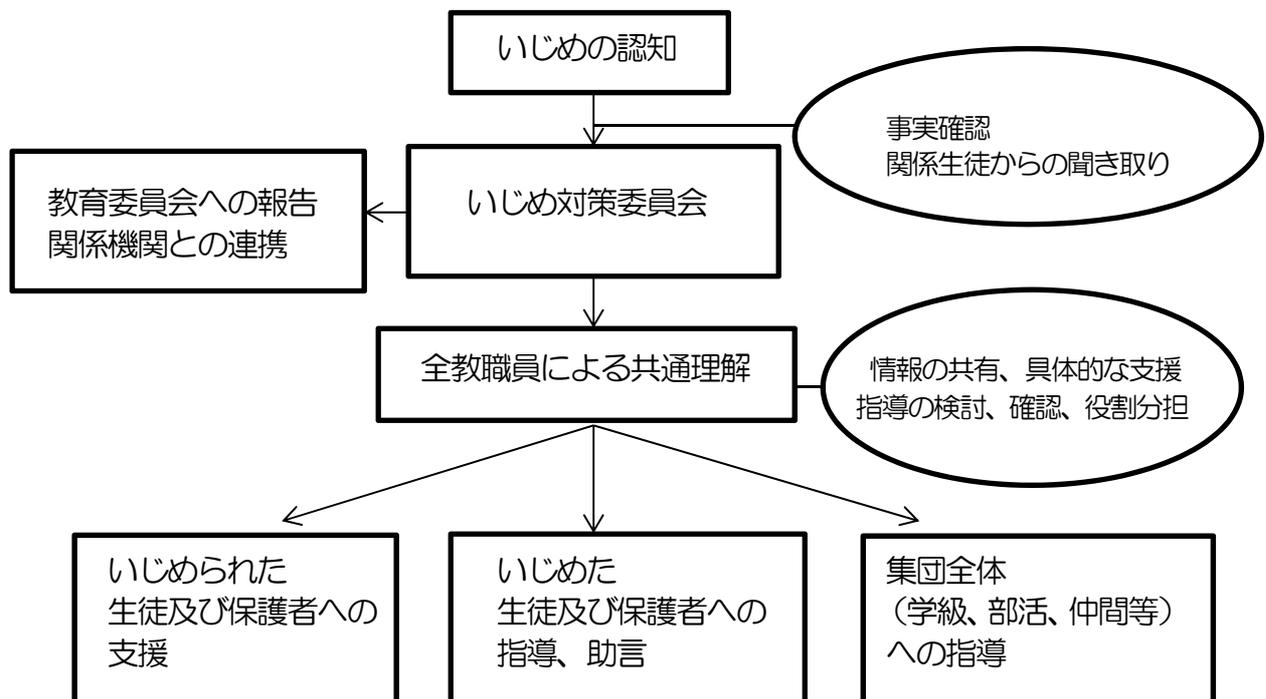
- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子の変化に目を配る
 - ① 休み時間や放課後の雑談の中での生徒の様子による把握やチャンス相談の実施
 - ② 個人ノート、学級日誌、個人面談、家庭訪問による把握
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む
 - ① いじめのアンケートの実施 年間2回（全校把握）、月1回（学年ごとに実施）
 - ② 教育相談 年間3回
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
 - ① 相談窓口の周知：青少年教育カウンセラー 毎週金曜日
TEL：042-743-9920（直通）
 - ② いじめ相談ダイヤル 042-707-7503
ヤングテレホン 042-755-2552
 - ③ 保健だより、相談室だよりの発行
 - ④ 青少年教育カウンセラーによる校内巡回

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する
 - ① いじめ対策委員会を開き、直ちに情報を共有する
 - ② すみやかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者、集団全体（学級、部活、遊び仲間）へ、それぞれ支援、指導、助言を適切に行う
 - ③ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除などの措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する
 - ① 青少年相談センター（青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー）
 - ② 警察署、県警少年相談・保護センター
 - ③ 青少年相談員
 - ④ 児童相談所、南子育て支援センター

（対応経路）



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである

- (1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを実施する
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態の発生について報告する
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する

7 その他

- (1) 教職員間の報・連・相を密にして、迅速に共通理解を図っていく
- (2) 特定の教員で抱え込むことのないよう、日々の情報交換に努める